

## 再エネ発電設備の系統連系申込みに係る手続き見直しの内容

### 1. 「接続検討申込み（系統アクセス検討申込み）」と「系統連系申込み」の同時受付の開始

当社は、これまで「接続検討申込み」に対する技術検討結果を回答後に「系統連系申込み（託送契約に係る申込みを含む）」を受付しておりましたが、事業者さまの調達価格に対する予見可能性を高めるため、「接続検討申込み」にあわせて「系統連系申込み」を同時に受付することができるようになります。

なお、引き続き、事業者さまからの希望により、「接続検討申込み」単独でのお申込みも受付します。

### 2. 接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止

当社は、これまで「系統連系承諾書」を発行後に、事業者さまと工事費負担金支払い期日を協議のうえ「工事費負担金契約書」を締結し、工事費負担金をお支払いいただいておりますが、「接続枠（系統利用枠）」を確保したまま事業を開始しない「空押さえ（滞留）」案件の発生を防止するため、改正省令の施行に伴い、これまで別立てであった「系統連系承諾書」と「工事費負担金契約書」の一本化をはかり、接続契約締結の証として、あらたに「接続契約（連系承諾と工事費負担金の支払いを内容とする契約）のご案内」を、事業者さまへ発行・送付することになります。

「接続枠」の確保は、「接続契約のご案内」を発行・送付後、事業者さまから工事費負担金を原則として1ヶ月以内にお支払いいただくことが条件となり、お支払いいただけない場合や特段の理由もないのに連系予定日を過ぎてもなお発電設備の連系や営業運転を開始しない場合等には、当社は、接続契約を解除（連系承諾を取消し）させていただきます。

また、「接続契約のご案内」の発行・送付は、平成27年1月26日（改正省令施行日）以降に受付する再エネ発電設備の系統連系のお申込みから適用します。

### 3. 再エネ発電設備からの電力受給に関する契約要綱の一本化

当社は、これまで風力発電設備の場合には、「通常型風力発電系統連系受付要項」および「出力変動緩和制御型発電（蓄電池等併設型）系統連系受付要項」等にて、太陽光発電設備の場合には、「太陽光発電設備の系統連系および電力購入に関する契約要綱」等にもとづき、系統連系申込みを受付しておりましたが、今回の改正省令の施行に伴い、すべての再エネ発電設備を対象とした「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」へ一本化をはかります。

この一本化により、これまで風力発電設備の「接続検討申込み」の受付要件としていた各種様式の提出は、不要となります。

以上